

※ 現に所有している者（現所有者）とは、所有者（被相続人等）が死亡等したことによってその固定資産を賦課期日（1月1日）現在所有することになる者（地方税法第343条第2項の規定）で、主として法定相続人がこれに該当します。相続登記が完了するまでは、相続人全員の共有資産になるため各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります（民法第898条及び地方税法第10条の2の規定）。

※ 法定相続人以外が代表者となる場合は、遺言書等の写しを添付してください。

※ 相続放棄の手続きが済んでいる場合は、相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。

※ 持ち分が法定相続割合と異なる場合は、遺産分割協議書作成等の写しを添付してください。

※ この申告は、相続等を確定するものではなく、法務局での相続登記等が完了するまでの間、**納税義務者の代表を現所有者（相続人等）の中から確定するものであり、登記が優先されます。**相続登記等は、法務局への申請が必要です（詳細は仙台法務局名取出張所へお問い合わせください）。

※ 提出期限は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内であり、山元町町税条例第74条の3の規定で「現所有者申告書」の提出が義務化されています。正当な理由なく申告しない場合は、地方税法第386条及び山元町税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。

※ 登記されていない未登記家屋を所有されていた場合は、この申告とは別に、未登記家屋の所有者変更届を提出してください。

※ 処理欄

項	目	事	項	処理 月日	入力者	確認者
連絡先	電話番号入力			/		
納税	口座振替停止			/		
	未納・滞納確認			/		
	納付書発送			/		
町県民税	特宛人入力			/		
軽自動車税	特宛人入力			/		
固定資産税	単有特宛人入力			/		
	共有代表者変更			/		
	共有特宛人入力			/		
	未登記家屋			/		
	翌年向け現所有者申入力			/		
国民健康保険税	特宛人入力			/		
備考						